

## 入札の無効について

沼津市財務部契約検査課長

次の事項に該当する場合は、入札が無効となります。

沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第52号。以下「規則」という。）（抄）

（入札の無効）

第18条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したもの
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しないもの又は入札保証金が所定の額に不足するもの
- (3) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないもの、若しくは入札書に認知しがたい記載をしたもの
- (4) 入札に関し不正行為があつたもの
- (5) 同一事項につき2以上の入札をしたもの
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札したもの
- (7) 2以上の入札者の代理人となつて入札したもの
- (8) 入札書に記名押印のないもの（電子入札においては、有効な電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 前各号に定めるもののほか、この規則又は市長の定める条件に違反したもの

なお、規則第18条第9号中「市長の定める条件に違反したもの」とは、以下のよう  
なものが考えられます。

- ① 入札書を所定の日時、場所に提出しないもの
- ② 入札書の金額を訂正したもの
- ③ 記載事項に誤りがあるもの
- ④ 競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印されている以外の印鑑を  
使用したもの

備 考

- 1 規則第18条の規定は、市が実施する見積合せの場合において準用し、上記「市長の定める条件に違反したもの」についてもまた同様とします。
- 2 上記「市長の定める条件に違反したもの」は、入札及び見積合せの実施の際、併せて提出される委任状についても同様とします。

【問い合わせ先】財務部契約検査課

沼津市御幸町16番1号

TEL 055-934-4713

FAX 055-931-8892